

第二十六回 参議院議院運営委員会會議録第四十三号

昭和三十一年五月十八日(土曜日)午後二時三十分開会

委員の異動
本日委員藤田進君辞任につき、その補欠として小林孝平君を議長において指名した。

出席者は左の通り。

委員長 石原幹市郎君
理事 寺本 廣作君
宮田 重文君
小酒井義男君
小林 孝平君
上林 忠次君

委員

大沢 雄一君
小幡 治和君
木島 虎藏君
小西 英雄君
斎藤 昇君
佐野 廣君
白井 勇君
田中 茂穂君
西田 信一君
阿部 竹松君
坂本 昭君
柴谷 要君
田畑 金光君
樺 繁夫君
森田 義衛君

政府委員

農林政務次官 八木 一郎君

議長 松野 鶴平君
副議長 寺尾 豊君

事務局側

事務局長 芥川 治君
参事(事務次長) 河野 義克君
参事(委員部長) 宮坂 完孝君
参事(記録部長) 丹羽 寒月君
参事(警務部長) 佐藤 忠雄君
参事(庶務部長) 渡辺 猛君
法制局側 法制局長 斎藤 朔郎君

裁判官弾劾裁判所事務局側
参事(事務局長) 隈井 亨君
裁判官訴訟委員会事務局側
参事(事務局長) 野間 繁君

理事の補欠互選
議院運営小委員の補欠選任の件
庶務関係小委員の補欠選任の件
国会法第三十九条但書の規定による議決に関する件(蚕糸業振興審議会委員)

各種委員の会派に対する割当に関する件
臨時恩給等調査会委員の推薦に関する件
常任委員長の辞任及び補欠に関する件

国会議員の給与等に関する規程の一部改正に関する件
国会議員の秘書の給料等に関する法律案(衆議院提出)

国会議員の歳費、旅費及び手当等支給規程の一部改正に関する件
国会閉会中委員会が審査を行う場合

委員の審査雜費に関する法律案(衆議院提出)

裁判官弾劾裁判所裁判員旅費及び職務雜費支給規程の一部改正に関する件
裁判官訴訟委員旅費及び職務雜費支給規程の一部改正に関する件
議院の運営に関する件

議院及び国会図書館の運営に関する件
地方行政の改革に関する継続調査要求の件
恩赦法の一部を改正する法律案の継続調査要求の件

刑法等の一部を改正する法律案の継続調査要求の件
幼児誘拐等処罰法案の継続調査要求の件
裁判所法等の一部を改正する法律案の継続調査要求の件

檢察及び裁判の運営に関する継続調査要求の件
国際情勢等に関する継続調査要求の件
入場税法の一部を改正する法律案の継続調査要求の件

接収貴金屬等の処理に関する法律案の継続調査要求の件
租税及び金融等に関する継続調査要求の件
労働者災害補償保険法の一部を改正する法律案の継続調査要求の件

慰老年金法案の継続調査要求の件
戦傷病者戦没者遺族等援護法の一部を改正する法律案の継続調査要求の件

公共企業体等労働関係法等の一部を改正する法律案の継続調査要求の件
最低賃金法案の継続調査要求の件
家内労働法案の継続調査要求の件

病理細菌検査技師法案の継続調査要求の件
角換移植に関する法律案の継続調査要求の件
地区衛生組織の育成に関する法律案の継続調査要求の件

労働情勢に関する継続調査要求の件
社会保障制度に関する継続調査要求の件
農林水産政策に関する継続調査要求の件

経済の自立と発展に関する継続調査要求の件
運輸事情等に関する継続調査要求の件
電波法の一部を改正する法律案の継続調査要求の件

郵政事業職員等共済組合法案の継続調査要求の件
郵政事業の運営に関する継続調査要求の件
電気通信並びに電波に関する継続調査要求の件

公営住宅法の一部を改正する法律案の継続調査要求の件
住宅公社法案の継続調査要求の件
建設業法の一部を改正する法律案の継続調査要求の件

建設事業並びに建設諸計画に関する継続調査要求の件

予算の執行状況に関する継続調査要求の件

昭和三十年度一般会計歳入歳出決算の継続調査要求の件
昭和三十年度特別会計歳入歳出決算の継続調査要求の件

昭和三十年度国稅納金整理資金受払計算書の継続調査要求の件
昭和三十年度政府関係機関決算書の継続調査要求の件

昭和三十年度国有財産増減及び現在額總計算書の継続調査要求の件
昭和三十年度国有財産無償貸付状況總計算書の継続調査要求の件

国家財政の経理及び国有財産の管理に関する継続調査要求の件
本委員会の運営に関する件

委員長(石原幹市郎君) たいだいまより議院運営委員会を開会いたします。本委員会の委員に異動がありましたので御報告いたします。

参事(宮坂完孝君) 藤田進君が辞任いたしました。小林孝平君が選任されました。

委員長(石原幹市郎君) 次に、理事の補欠互選の件、議院運営小委員の補欠選任の件、庶務関係小委員の補欠選定の件、以上、三件を一括して議題に供します。

告の通り決することに御異議ございせんか。

【異議なしと呼ぶ者あり】

○委員長(石原幹市郎君) さように決します。

○委員長(石原幹市郎君) 次に、国会法第三十九条但書の規定による議決に関する件、本件は蚕糸業振興審議会委員の任命に関する件でございます。本件を議題に供します。

政府から説明を求めます。

○政府委員(八木一郎君) 今回、衆議院議員吉川久衛、同じく栗原俊夫、同じく助川良平、同じく福永健司、同じく松平忠久及び参議院議員清澤俊英、同じく小山邦太郎、同じく関根久蔵の八君を蚕糸業振興審議会委員に任命いたしましたので、国会法第三十九条但書の規定により、両議院一致の議決を求めため本件を提出いたしました。

蚕糸業振興審議会は、農林省設置法第三十四条の規定により、農林省の付属機関として設置され、蚕糸業法第四十三条の規定により、他の法律の規定によりその権限に属せしめられた事項を行うほか、農林大臣の諮問に応じて蚕糸業の振興に関する重要事項を調査審議し、蚕糸業の振興に関する重要事項につき関係行政庁に建議する機関であります。委員は、蚕糸業に關して学識経験を有する者のうちから農林大臣が任命することになっております。

お手元の履歴書で御承知のように、吉川君は、昭和二十二年四月以来、四回にわたり衆議院議員に当選し、現在に至っているものであります。この間、農林政務次官の職にあったものであり、現に国際協同組合研究所長の職に

あるものであり、栗原君は、昭和二十二年四月、同じく二十六年四月の再度にわたり群馬県議會議員に当選し、さらに同三十年二月、衆議院議員に当選し、現在に至っているものであり、助川君は、昭和二十六年四月、福島県議會議員に当選し、さらに同二十八年四月、同三十年二月の再度にわたり衆議院議員に当選し、現在に至っているものであります。現に福島県田村郡養蚕農業協同組合連合会副会長等の職にあるものであり、福永君は、埼玉県製糸協会の会長、同県蚕糸業副会長等の職を歴任後、同県副知事となり、さらに昭和二十四年一月以来、四回にわたり衆議院議員に当選し、現在に至っているものであります。この間、内閣官房長官、国務大臣等の職にあったものであり、松平君は、外務事務官、領事等の職を歴任後、長野県副知事となり、さらに同二十八年五月、同三十年二月の再度にわたり衆議院議員に当選し、現在に至っているものであります。

現在に至っているものであります。現に畑地農業改良促進対策審議会委員等の職にあるものであります。また、清澤君は、昭和二十一年四月、同じく二十二年四月の再度にわたり衆議院議員に当選し、さらに、同二十五年六月、昨三十一年七月の再度にわたり参議院議員に当選し、現在に至っているものであります。この間、積雪寒冷単作地帯振興対策審議会、湿田単作地域農業改良促進対策審議会の各委員の職にあつたものであり、現に日本農民組合顧問等の職にあるものであり、小山君は、小諸商糸株式会社取締役、信濃五郡生糸同業組合副組合長等の職を歴任後、大正十二年十月、昭和二年九月の再度にわたり長野県議會議員に当選し、さらに、同じく三年二月以来、六回にわたり衆議院議員に当選し、また、昨三十一年七月、参議院議員に当選して現在に至っているものであります。

この間、長野県蚕糸業会長、蕨糸協会の会長等委員等の職にあつたものであり、現に長野県製糸協同組合理事長、長野県中小企業等協同組合中央会会長等の職にあるものであり、関根君は、埼玉県農業会常務理事、同会長等の職を歴任後、昭和二十一年四月、翌二十二年四月の再度にわたり衆議院議員に当選し、また、同二十八年五月、参議院議員に当選して現在に至っているものであります。この間、全国乾蕨販売業協同組合副会長、蕨糸協同組合副会長等委員等の職にあつたものであり、現に積雪寒冷単作地帯振興対策審議会委員、埼玉県蚕糸販売業協同組合連合会会長等の職にあるものであります。

以上申し述べましたように、同君らは、いずれも蚕糸業に広い学識、豊富な経験を有するものであり、蚕糸業振興審議会委員として最も適任であると存じます。

何とぞ慎重御審議の上、すみやかに議決せられるようお願いいたします。

○委員長(石原幹市郎君) 御質疑のある方はどうぞ……。別に御発言もなければ、衆議院議員吉川久衛君、栗原俊夫君、助川良平君、福永健司君及び松平忠久君並びに本院議員清澤俊英君、小山邦太郎君及び関根久蔵君を本審議会委員に承認することに御異議ございませんか。

○委員長(石原幹市郎君) 御異議ないものと認め、さよう決します。

○委員長(石原幹市郎君) 次に、東北開発審議会委員及び臨時恩給等調査会委員の割当に関する件を議題に供します。

○参事(河野義克君) 一昨十六日成立いたしました東北開発促進法によりまして、東北開発審議会が設置せられまして、その委員として本院議員三名を指名することになっております。また、去る十日成立いたしました臨時恩給等調査会設置法によりまして、臨時恩給等調査会を設置することになっております。そのうち国会議員からも委員を出すことになっておりますが、内閣総理大臣から、本院から四名の委員を推薦してほしいということをお願いいたしました。

これら二つの委員につきましては、各種委員の按分の方式によつて、各会の割当を決定するということになりまして、理事会といたしまして、東北開発審議会委員につきましては、自由民主党から二名、社会党から一名、臨時恩給等調査会委員につきましては、自由民主党から二名、社会党から二名を委員として割り当てるということになりましたので、本委員会の御了承を願いたいと思つております。

○委員長(石原幹市郎君) ただいま御説明の通り決することに御異議ございませんか。

○委員長(石原幹市郎君) 御異議ないものと認め、さよう決します。

○参事(河野義克君) ただいまの御決定に基いて、自由民主党、社会党各二名ずつの臨時恩給等調査会委員を議長として推薦いたすところであり、また、これにつきましては、津島壽一君、野村吉三郎君、田畑金光君、永岡光治君が推薦されておりますので、これらの方々につき、議長は、内閣総理大臣あて推薦したいと思つておりますので、御了承願いたいと思つております。

○委員長(石原幹市郎君) ただいま御説明の通り決することに御異議ございませんか。

○委員長(石原幹市郎君) 御異議ないものと認め、さよう決します。

○参事(河野義克君) ただいまの御決定に基いて、内閣委員長に藤田進君、文教委員長に秋山長造君、社会労働委員長に阿具根登君、商工委員長に近藤信一君、運輸委員長に天田勝正君、懲罰委員長に海野三朗君を、それぞれ選任されましたことを御報告申し上げます。

○委員長(石原幹市郎君) ただいま報告の通り決することに御異議ございませんか。

○委員長(石原幹市郎君) 御異議ないものと認め、さよう決します。

○参事(河野義克君) ただいまの御決定に基いて、臨時恩給等調査会委員の推薦に関する件を議題に供します。

○委員長(石原幹市郎君) 御異議ないものと認め、さよう決します。

○委員長(石原幹市郎君) 次に、国会議員の給与等に関する規程の一部改正に関する件を議題に供します。

○事務総長(芥川治君) たいま議題となりました国会議員の給与等に関する規程の一部を改正する規程案につきまして御説明申し上げます。

今回の改正規程案の内容となつております国会議員の給与制度の改正につきましては、実質的には、政府職員の一職並びに特別職の給与法の改正の内容と均衡をとりまして改正いたそうとするものでございまして、その要点といたしましては、第一に、現行の一般給料表を職務の特性に応じますように、行政職給料表(一)と(二)、速記職給料表、議院警察職給料表といたしまして、現行別表(三)の給料表を特別給料表といたしまして、専門員と議長及び副議長の秘書参事の額を改訂いたしました点、第二に、国家公務員より引き続き特別給料表の適用を受けます職員となりまして、過去に国家公務員として二十年以上在職いたしました者につきまして、他の職員との権衡上、特別手当を支給することができるとになりまして、第三に、勤務手当の廃止に伴いまして関係条文を整理いたしました点、第四に、非常勤職員のうち、特に勤務形態が常勤職員に準じます者の給与の取扱ひについて、別に定めることにより支給することができるとになりまして、次に附則といたしましては、十九項ございまして、これは、給料表の改正に伴う新旧給料額の切りかえ及び切りかえに伴う措置の規定と、勤務地手当を廃止いたしました関係上、当分の間、暫定手当を支給する旨の規定でございます。

以上申し上げました点が改正の要旨となっております。

この案件につきましては、昨日の庶務小委員会におきまして御承認を得ましたものでございまして、長時間御審議願ひまして、その間、多数の御意見並に御要望がございまして、これを要約いたしますと、第一に、大学卒業者は現行六級一号に採用すること、第二に、国会職員の人員構成上、給与についての昇進が沈滞しがちであるが、これを避けるよう考慮すること、第三に、常任委員会調査員 調査主事の取扱ひについて、現行より不利ならぬよう措置すること、第四に、職員間の給与のアンバランスを是正すること、第五に、組合の要望を尊重すること、第六に、本規程の適用上の運営については、職員に有利なるよう取扱うこと。

以上でございますが、これに對しまして、事務当局といたしましては、第一に、試験により採り上げた者については六級職として取扱ひたい。大学卒業業者で現在五級職に在る者を六級職に引き上げることについては、慎重に検討の上、御要望に沿うよう措置して行きたい。第二に、ごまは、頭打ちを避けるよう十分留意して人事管理をする。第三に、ごまは、調査員、調査主事につきましても、事務局職員全般の問題として、現行より不利にならないよう措置すること。第四に、ごまは、給与のアンバランスは今までに是正措置を講じたが、完全なものではないので、今後予算の許す範囲内で調整を講じて

行きたい。第五につきましては、組合の要望のうち、一部については困難な部分もありますが、十分尊重して行きたい。第六につきましては、職員に對し有利なるよう措置することは、全般の問題として、今後、大蔵省との折衝もありませんが、事務局の特殊性を勘案の上、積極的にこの問題を解決するよう努力する旨、かように申し述べました次第でございます。

何とぞ御承認のほどをお願いいたします。

なお、この規程案は、両議院の議長が、両議院の議院運営委員会の合同審査会にお諮りを願うという手続になっているのでありますが、手続も、本委員会において御省略を御了承願うというふうにお諮りをお願いいたしたいと思ひます。

以上であります。

○委員長(石原幹市郎君) たいま御説明の通り決することに御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(石原幹市郎君) 御異議ないことを認めて、さよう決します。

これにて暫時休憩いたします。

午後二時四十九分休憩

午後五時四十六分開会

○委員長(石原幹市郎君) 休憩前に引き続きまして、これより議院運営委員会を再開いたします。

まず、国会議員の秘書の給料等に関する法律案を議題といたします。

便宜、事務総長から御説明をお願いいたします。

○事務総長(芥川治君) たいま議題となりました国会議員の秘書の給料等

に関する法律案について御説明いたします。

本案は、従来、国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律に規定してある国会議員の秘書の給料等に関し、新たに法律を制定し、あわせて一般職の国家公務員の給与の改訂に伴い、国会議員の秘書の給料を引き上げるとともに、滞在手当を滞在旅費と名称を改めようとするものであります。なお、本案の施行に要する経費は千二百三十九万円でありまして、昭和三十三年度予算に計上済みであります。

以上、御説明を終わります。

○委員長(石原幹市郎君) 質疑のある方は順次御発言を願います。

○柴谷要君 秘書の給料は二万三千円というところで、増額は千二百円ですか、こういうことになりませんか。

○事務総長(芥川治君) さようでございませぬ。

○柴谷要君 そうすると、現行のペーシに、国家公務員の方は六・二%という上昇になるわけですが、その率と違うようですが、その点はどうか。

○事務総長(芥川治君) 一般の公務員が六・二%平均ということになっておりますが、秘書の金額に相当するところの公務員は、この辺のところの率は五・四%程度、こういうことになっております。国家公務員に準じて扱おうということ、こういうことになったのでございます。

○委員長(石原幹市郎君) ほかに御発言もなければ、これより討論に入りませぬ。

別に御発言もなければ、これより採決をいたします。

本案に賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○委員長(石原幹市郎君) 全会一致と認めます。よつて本法律案は、全会一致をもって原案通り可決すべきものと決しました。

なお、本会議における口頭報告の内容等につきましては、委員長に第一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(石原幹市郎君) 御異議ないものと認めます。

それから、本院規則の定めるところにより、審査報告書には多数意見者の署名を付することになっておりますので、順次御署名を願います。

多数意見者署名

- | | |
|-------|-------|
| 寺本 廣作 | 小酒井義男 |
| 宮田 重文 | 小林 孝平 |
| 小西 英雄 | 阿部 竹松 |
| 斎藤 昇 | 柴谷 要 |
| 佐野 廣 | 上林 忠次 |
| 木島 虎藏 | 小幡 治和 |
| 田中 茂穂 | 大沢 雄一 |
- 委員長(石原幹市郎君) 次に、国会議員の秘書の給料等支給規程に関する件を議題に供します。なお、国会議員の歳費、旅費及び手当等支給規程の一部改正に関する件
- 以上、二件を一括議題に供します。
- 事務総長(芥川治君) たいま議題となりました国会議員の歳費、旅費及び手当等支給規程の一部改正の規程案並びに国会議員の秘書の給料等支給規程案について御説明いたします。
- 本件は、現行の国会議員の歳費、旅費及び手当等支給規程に規定してある

議員の秘書に関する規程を分離して、新たに議員の秘書の給料等支給規程を設けるとともに次の点を改正しようとするものであります。

まず、国会議員の歳費、旅費及び手当等支給規程について申し上げます。

第一点は、第一条の規程の支給日が「休日」に改めたこととあります。

第二点は、議長、副議長及び議員が召集に応じ、または議院から派遣される場合の旅費の支給について、国内の場合においては、日本国有鉄道の連絡線以外の船舶の利用を必要とする船賃及び外国派遣の場合における外国旅費の支給規定を新たに設けたこととあります。

第三点は、議員の秘書に関する規定の削除整理であります。

次に、国会議員の秘書の給料等支給規程は、従来、規定されている事項をそれぞれ条文整理して新たに設けたものであります。

以上で説明を終わります。

○委員長(石原幹市郎君) ただいまの説明の通り決することに御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(石原幹市郎君) 御異議ないと認め、さよう決します。

○委員長(石原幹市郎君) 次に、国会閉会中委員会が審査を行う場合の委員の審査雑費に関する法律案を議題といたします。

便宜、事務総長から御説明を願います。

○事務総長(芥川治君) 国会閉会中委員会が審査を行う場合の委員の審査雑

費に関する法律案について御説明申し上げます。

本案は、国会閉会中、各議院の議決で付託された案件につき、委員会が審査を行う場合の委員等に支給する審査雑費を月額に改めるものであります。

なお、この法律施行に伴い、昭和三十一年度において増加する経費は一億四千四百七十五千円でありまして、平年度における所要額一億二千五百四十七万五千円となります。

以上で説明を終わります。

○委員長(石原幹市郎君) 質疑のある方は御発言を願います。

○上林忠次君 ただいまの法案の改正であります。このような措置をするに、衆議院から参ったのであります。が、こういうような、この国会の末期に当りまして、突如としてこういうふうな案が出てきたのは、どういふような動機、あるいはどういふような目的で出されたものでございましょうか。

○委員長(石原幹市郎君) それでは便宜から答弁申し上げます。

御承知のように、議運の理事会等でも、今まで議員の処遇につきまして、歳費等についてもまあ税も多うございまして、ことに閉会中に至りましては、それだけというふうなことから、いろいろ今まで検討を加えて論議しておったのであります。たとえこの税についても、もう少し検討する余地があるのではないか、あるいはまた、この議員の退職の場合に優遇の措置を講ずべきじゃないか、いろいろ論議をしております。ことに閉会中の問題についても、御案内のごとく、先般来、本院の議運理事会においても、閉会中委員会を開けば二千五百円の雑費が出

ます。委員会によっては非常に開いているところもある、あるいは全然開かないところもある。何かこういうものを、ある程度平均するような方法がな

いであらうか、いろいろ検討をしておったのであります。衆議院の方におきましては検討の結果、結論が出るのをおくれたのであります。先般このようにいう方法で、各委員会の審査活動の平均をはかるという意味でも、こういう措置をとったらどうか、こういうことから衆議院の方からも連絡がございまして、この措置が進められた次第であります。

○上林忠次君 従来の規定によってやるよりも、どういふような点で、この新しい法案の方がいいというつもりでおられますか。これまでの方法よりの方がいいのだというふうなことは、どういふようなまざる点があるのですか。

○委員長(石原幹市郎君) これは委員会によりまして、事実必要があつて開く、必要がなければ開かぬわけであり、それからまあほとんど開かぬ委員もある。あるいはまたま在京しておった人がいろいろの委員会に出てお手伝いをしておるとか、そういうようなことにつきましても、いろいろ論議もあつたりいたしまして、それよりは、むしろこの日額を改めて月額にしておいて、委員会の調査案件なり、継続審査の案件も十分閉会中といえども、在京して居る人も多いのでありますから、われわれ日常の活動から見ても、月に半分はやはり閉会中といえども各委員は大体在京しておると思ひます。そういう意味で、十二分に

活動してもらおうという意味で、こういう形にしておいた方が、かえつて閉会中の議会活動、調査活動を活発ならしめるのではないかと、こういう措置がとられたものと考えます。

○上林忠次君 大体、現在のわれわれ議員が国会活動をするのに、今の歳費と言いますかでは十分な活動ができぬという事は、従来も何回も問題になっておる。私は今の歳費では十分とは思つておらぬ。まだまだ何とかしてやらねと、十分に安心してわれわれの生活を保ちつつ国会活動ができると思つておられません。何とかいい機会にやつていただきたいと、こういうふうに熱望しておるところでありますけれども、今回のこの法案によりまして、予算の関係はどういふ工合になるか、相当予算が増額しなければいけません。われわれは予算の問題は予算を決定するときにこれを審議しな

くちやならぬ。この国会がもうすでに終らんとしておるときに、もうすでに予算がとうにきまつておるといふときに、こういうような予算を伴うような法案を突如として出すということは、おかしいじゃないかという感じがする。これはやはりわれわれの歳費の問題とひつかみまして、何とかしないといけないのじゃないかというふうな、裏の目標があるのじゃないかというふうな気がするのでありますが、この点についてお尋ねしておきます。

○委員長(石原幹市郎君) 突如としてと言われましたけれども、これは先ほど私からも申し上げましたように、理事等においても、ずっと前から理事の議員の待遇というか、処遇については、もう実前から懸案であつたの

でありまして、たまたま最終日にこれが出たというので突如と言われておると思ひますけれども、これは上林君もずいぶん理事会に出ておられるのでありますから、今までの経緯については十分御承知であらうと思ひます。それから経費については、先ほど事務総長から申し上げましたように、三十一年度においては一億四千四百七十五千円、平年度においては一億二千五百四十七万五千円でありまして、これは政府と言いますか、大蔵当局とも打ち合せの上で立法化されておるものと思ひます。

○上林忠次君 一億三千万円に近いような、補正予算を取らなければならぬというふうな問題に對しましては、政府、大蔵当局の意見を聞きになつておられますか。

○委員長(石原幹市郎君) もちろんと思ひます。

○上林忠次君 私たちは予算を伴うような法律を議員立法で提案するような場合には、十分慎重でなければならぬというふうな気持でやつてきておりますが、この時期に、何回も申し上げますように、時期が悪いのじゃないか。こういう時期に、予算を伴うような法律を議員立法で提出するというふうなことは慎まねばならぬ問題ではないかと考えます。

○委員長(石原幹市郎君) 時期がいいか悪いかは、その人の考え方一つによるのだと思ひますが、国会会期中でありますから、会期中にいろいろの法律案が提出され、審議されるということは支障のないことで、いろいろ検討しておつた結果、こういう案に落ちつ

いたのであります。きのうきょう出

てきたということについて、私は別に時期が悪いとは思っておりません。

○上林忠次君 たいだいの予算は、決定しております審議雑費はわずか七百五十万円しかない。いつかこれを補正をしなくちゃならぬ。どういつ時期に如置するつもりでありますか。

○委員長(石原幹市郎君) 数字についてのたまたま上林君のお話しは、今申し上げた予算は、衆参両院を通じての予算でございます。若干違いがあると思ひます。さしたつては目があるものでありますから、それを使つておつて、適当な機会に足らなければ補正をするか、あるいは予備費でどうこうできる性質のものかどうかは存じませんが、補正なり、足らざるところは予備費で出して行く、そういう措置がとられると思ひます。

○上林忠次君 私は何と考へまして、この時期に當つて、こういうような予算の増額を伴うような案件を取り扱ふということは、はなはだわれわれとしては時期的に、また内容としても適当な時期ではないじやないか。もちろん先ほど申しましたように、われわれの歳費というものの現状を見ますと、き、何とかしなければならぬ時期にきておると思つております。それならば歳費を増額するか、正規のルートでこの処置をして行かなくちゃいかぬじやないか、かような方法でやるということとは、どうも不適當だというような感じがいたしますが、どういつ工合にお考へになりますか。

○委員長(石原幹市郎君) 先ほど来、私の考へを申し上げておりますので、今まで申し上げておつた中で御了察を願ひたいと思ひます。

○上林忠次君 予算を伴うような重要な法案でありますから、国民の利害に重要な関係のあるこのような法案を、審議をされたら申しますが、私もいつもここに出席はしております。そういう怠慢な点は認めますけれども、ほんとに深い審議もされず、かつ会期の最終日に當りまして、かような案が出てくるということは、かような案が思ひます。国民感情に対する関係もありまして、お手盛りで、こういうような案を最終日に、どさくさまぎれに通すということを私はどうも残念に思つておりますが、どういつ工合に委員長はお考へになりますか。

○委員長(石原幹市郎君) 国民感情と言われますれば、実は議院運営委員会の方にも、請願と申しますか、そういうような形で、国会議員の待遇をもう少し向上させなければいかぬじやないかという趣旨を盛り込んで、そのほかにもいろいろなことがたくさんございまして、そういうふうな意見まで出されてきている人もあるのであります。国民全般が、必ずしも議員が今の待遇でこれですぎるとか、これ以上向上しちやいかぬのだとか、そういう感じを私は持つていないと思ひます。

○小酒井義男君 緑風会の上林さんにお伺ひしたいのですが、質問をお聞きして、これに対して反対ではないかと思はれるように受け取られませんか。もしこの法律が成立した場合、この分をお受け取りになることはないだらうと思つておりますが、どういつお考へですか。

○上林忠次君 私の方としましては、先ほど申しましたように、今の歳費で

はとも足らぬし、もう少し何とかして、十分活動するには何らかの機会に増額しなくちゃならぬと考へているのであります。しかしながら、今の時期としては、しかもこういうふうな方法では、あまり適当じやないのじやないかというのを申し上げているのであります。それはいつかの機会に、このわれわれの歳費の修正を考へているのであります。この際、いよいよこれがきまりまして法律が決定いたしますならば、私の方はとらないといふことは言わないのであります。

○委員長(石原幹市郎君) ほかにも御発言もなければ、これより討論に入りませう。

別に御発言もなければ、これより採決いたします。

本家に賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○委員長(石原幹市郎君) 多数と認めます。よつて本法律案は、多数をもって原案通り可決すべきものと決しました。

なお、本会議における口頭報告の内容等につきましては、委員長に御一任願ひたいと思ひますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(石原幹市郎君) 御異議ないから、本院規則の定めるところにより、審査報告書には多数意見者の署名を付することになっておりますので、順次御署名を願ひます。

- 小西 英雄 柴谷 要
 - 斎藤 昇 小幡 治和
 - 佐野 廣 大沢 雄一
 - 木島 虎藏 田中 茂徳
 - 小酒井義男
- 委員長(石原幹市郎君) 次に、裁判官訴訟追委員旅費及び職務雑費支給規程並びに裁判官弾劾裁判所裁判員旅費及び職務雑費支給規程の一部改正に関する件を議題に供します。
- 裁判官弾劾裁判所事務局長、裁判官訴訟追委員事務局長両君から、それぞれ御説明願ひます。
- 裁判官弾劾裁判所参事(隈井亨君) だいたひ議題となりまして裁判官弾劾裁判所裁判員旅費及び職務雑費支給規程の一部を改正する規程案につきまして、改正の趣旨を御説明申し上げます。
- 裁判官弾劾裁判所裁判員旅費及び職務雑費支給規程は、裁判官弾劾法の定めるところによりまして、国会開会中審理または裁判のため裁判員が派遣されたときに受ける派遣旅費、並びに裁判員及びその予備員が国会開会中その職務を行う場合に受ける職務雑費に、両議院の議長が協議して定める規定でございますが、今回の改正は、お手元の資料の通り、職務雑費の支給について、現行規定が国会開会中委員会が審査を行う場合の委員の審査雑費に関する法律を運用しておりましたのを、同法の全面改正に伴ひまして、審査雑費と職務雑費の二重支給を避けるために、審査雑費を受けない場合に限り日額二千五百円の定額によって職務雑費を受けることに改めようというものでございます。

よろしく御審議の上、御決定を願ひ申し上げます。

○裁判官訴訟追委員(野間兼君) 裁判官訴訟追委員旅費及び職務雑費支給規程(昭和二十五年七月二十七日衆議院議長決定)の一部改正について、その趣旨を御説明申し上げます。

国会開会中委員会が審査を行う場合の委員の審査雑費に関する法律(昭和二十六年法律第六十八号)の改正に即応し、裁判官訴訟追委員旅費及び職務雑費支給規程(昭和二十五年七月二十七日衆議院議長決定)の一部を、別紙、裁判官訴訟追委員旅費及び職務雑費支給規程の一部を改正する規程案の通り改正する必要があると思ひますので、よろしく御審議の上、御決定を願ひます。

○委員長(石原幹市郎君) だいたひ説明の通り決することに御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(石原幹市郎君) 御異議ないから、さよう決します。

○阿部竹松君 今より一時間半くらい前に本会議が開かれるであらうという私ども理事から連絡がございましたが、まだもつて本会議は開かれぬわけですが、委員長にお伺ひしておきたいのですが、私、商工委員会などで、まだ上らなければならぬ法案が十件ほどございます。そこで、審議を全然せぬ法案もありませんので、非常に本会議がおくられますと、本会議終了後ということになつておりますので、法案が上るか上らぬかということに非常に影響してきますので、これは政府並びに与党の方で、私どもより責任が重かるうと思つたので、

すが、どういふふうになつてゐるか、お伺いしたいと思います。

○委員長(石原幹市郎君) これはまあ速記のあるところで申し上げるのほうかとも思ふのでありますが、先ほど理事會なり、議運を開きまして、お話しになりました通り、一応、日程とか、上つておりますものを緊急上程して本會議を取り進めよう、そういう段取りでできておつたことはおっしゃる通りでございます。ところが御案内のごとく、中小企業団法案ですか、これらの取扱ひにつきまして、自民党、社会党阿党において、いかにこれを取扱うかという点について、會談を四時半から行つたい、行おうと、いろいろとになりまして、実は本會議の方も、それで大体の見通しがつくまでもう少し待つてくれなにか、こういう話になりましたので、まことに御苦労が申しわけなかつたと思つておられるが、ただいままでおくれでございませぬ。

○阿部竹松君 そうしますと、その自民党、社会党の責任者はどなたが集まつておるか私ども全然知りませんが、その方から議長の手元まで、延ばしてくれというような要請でもあつて延びておるといふことなんでしょう。

○寺本廣作君 与党からお話し申し上げた方が適當かと思つて、政府並びに与党との打ち合せで、社会党さんと最後のにも一度話し合つてみた。その話が済めば、ほかの法案の審議も非常に迅速に円滑に行くようになるだらうという話でございまして、本院としては、本會議開會の準備をすべて終了したあとでございまして、一応、社会党さん並びに緑風

會さんには、私から、こういう事情で多少おくれるので御了解いただきますように、これは非公式なこと、こういうところでも申し上げては、話を受けられた方も御迷惑なさいと思つて、けれども、そういうことをお願い申し上げまして、その間の事情はお副議長にも申し上げてお断り申し上げておるわけでございませぬ。

○阿部竹松君 そうすると、今の自民党さんの内部はどうなつてゐるか私全然わかりませぬけれども、とにかくあつた時間にして六時間しかないわけですから、その間、本會議は一時間半くらいかかるであらう、第一回は、そういうふうな私どもの理事會で承つておるのですが、そうしますと、あと三時間か四時間しかないのです。両党の責任者が話し合つて、自民党さんの方はどうか知らぬけれども、私どもの方は、一つも参議院として審議せぬで法案を通すというわけには議員としてまかりならぬわけでありませぬ。そうしますと、二十分でも三十分でも、こうして漫然として待つておるよりも、論議を少しでもやる方がわれわれの責任だと思つて、これは決して運管委員長を責めるわけではありませぬけれども、その辺を明確にしておいていただかなければならぬと思つておられる。

○委員長(石原幹市郎君) 同じ考えを私も持つておられますので、逐次督促と言ひますか、連携をとつておられます。なお、さつそく議運の意向も伝えまして善処して行きたいと思ひます。

○柴谷要君 どうも今の会期末の状態を見ておられますと、重要法案を相当上げなければならぬ。また、政府提案の重要法案もまた委員会を上つておら

ぬ。しかしこれは政府としても、どうしても上げなくちゃならぬと私も野党の立場からも考えられるような法律があるわけですね。ところが余すところ五時間四十分ほどしかありません。この時間を空費するということは非常に得策でない。この点はしがるべく与党、政府において責任をもつてやつていただくようにお願いを申し上げておきたいと思ひます。

○委員長(石原幹市郎君) 了承しました。それでは、これにて暫時休憩いたします。

午後六時十八分休憩
午後六時二十五分開會
○委員長(石原幹市郎君) 休憩前に引き続き議院運営委員会を再開いたします。

○事務総長(芥川治君) 大蔵委員長廣瀬久忠君、建設委員長中山福蔵君から、それぞれ委員長を辞任いたしました旨の申し出がございませぬ。

なお、緑風会からは、大蔵委員長に豊田雅孝君、建設委員長には森田義衛君をそれぞれ推薦されておりますことを御報告いたします。

○委員長(石原幹市郎君) ただいま報告の通り決することに御異議ございませぬか。
〔異議なし〕と呼ぶ者あり
○委員長(石原幹市郎君) 御異議ないと認め、さよう決します。

○委員長(石原幹市郎君) 次は、各委員提出の継続審査要求及び継続調査要求の取扱ひに関する件を議題に供します。

○参事(宮坂完孝君) ただいま、この瞬間に決定いたしました継続審査要求事件は、お手元に配付いたしました三枚の資料に書いてあります計二十六件であります。それで、ただいま御決定になりました議運の継続審査事件と合

○委員長(石原幹市郎君) 次は、閉會中における本委員会における所管事項の取扱ひに関する件を議題といたします。

○委員長(石原幹市郎君) 御異議ないと認め、さよう決します。
○委員長(石原幹市郎君) 次は、閉會中における本委員会における所管事項の取扱ひに関する件を議題といたします。

○委員長(石原幹市郎君) 御異議ないと認め、さよう決します。
午後十時二十八分休憩
〔休憩後開會に至らなかつた〕
五月十八日本委員会に左の案件を付託された。(予備審査のための付託は同日)

一、国会議員の秘書の給料等に関する法律案(衆)
一、国会閉會中委員会が審査を行う場合の委員の審査雑費に関する法律案(衆)

国会議員の秘書の給料等に関する法律案
国会議員の秘書の給料等に関する法律
(給料)
第一条 国会議員の秘書は、給料として月額二万三千百円を受ける。
(滞在雑費)
第二条 国会議員の秘書は、国会開會中(参議院の緊急集會の場合を含む)に限り、月額二百円の定額によつて滞在雑費を受ける。

(期末手当)
第三条 国会議員の秘書は六月十五日及び十二月十五日(これらの日が日曜日に当たるときは、それぞれその前日。以下これらの日について規定している場合について同じ)に在職する者は、それぞれの期間につき期末手当を受ける。
2 期末手当の額は、それぞれ前項の期日現在において同項に規定するものが受けるべき給料の月額に、同項の期日以前六月以内の期

間におけるその者の在職期間に
じて、次の各号に掲げる割合(十
二月十五日に在職する者が受ける
べき期末手当の額については、次
に掲げる割合に百分の二百三十を
乗じて得た割合)を乗じて得た額
とする。

- 一 在職期間が六月の場合
百分の五十
- 二 在職期間が三月以上六月未
満の場合
百分の三十
- 三 在職期間が三月未満の場合
百分の十五

(勤勉手当)

第四条 国会議員の秘書で六月十五
日及び十二月十五日に在職する者
は、次の各号に掲げる区分に
る期間におけるその者の在職期間
に依りて、勤勉手当を受ける。

- 一 六月十五日 同日以前六月
内の期間
- 二 十二月十五日 同日以前十二
月以内の期間

2 勤勉手当の額は、それぞれ前項
の期日現在において同項に規定す
る者が受けるべき給料月額に、同
項に規定するその者の在職期間に
依りて、次の各号に掲げる割合
(十二月十五日に在職する者が受
けるべき勤勉手当の額について
は、次に掲げる割合に百分の二百
を乗じて得た割合)を乗じて得た
額とする。

- 一 在職期間が六月以上の場合
百分の二十五
- 二 在職期間が三月以上六月未
満の場合
百分の十五
- 三 在職期間が三月未満の場合
百分の七・五

(在職日の特例)

第五条 六月一日から六月十四日ま
での間又は十二月一日から十二
月十四日までの間に、議員の任期が
満限に達し、又は衆議院が解散さ
れたときは、その満限に達した日
又は解散の日(在職する国会議員
の秘書は、六月十五日又は十二月
十五日にそれぞれ在職したもの
のみなし、前二条の期末手当及び勤
勉手当を受ける。

(細則)

第六条 この法律に定めるものを除
くほか、国会議員の秘書の給料等
の支給に関する規程は、両議院の
議長が協議して定める。

附則

1 この法律は、公布の日から施行
し、第一条及び第二条の規定は、
昭和三十三年四月一日から適用す
る。

2 国会議員の秘書が、改正前の国
会議員の歳費、旅費及び手当等に
関する法律(昭和二十二年法律第
八十号)の規定に基づき、昭和三十
二年四月一日以後の分として既に
支給を受けた給料は、この法律に
よる給料の内払とみなす。

3 改正前の国会議員の歳費、旅費
及び手当等に関する法律第十条の
二の規定により昭和三十三年四月
一日以後の分として既に受けた滞
在手当は、この法律による滞在雑
費とみなす。

4 国会議員の歳費、旅費及び手当
等に関する法律の一部を次のよう
に改正する。

第十条を次のように改める。
第十条 削除

第十条の二を削る。

第十一条中「第九条及び第十条
の費用」を「第九条の通信費」に
改める。

第十一条の二第二項中「並びに
これらの秘書」を削り、同条第二
項中「又は給料」を削る。

第十一条の三及び第十一条の四
を削り、第十一条の五を第十一条
の三とする。

特別職の職員(給与に関する法
律(昭和二十四年法律第二百五十
二号)の一部を次のように改正す
る。

第十二条中「国会議員の歳費、
旅費及び手当等に関する法律(昭
和二十二年法律第八十号)及び同
法第十三条の規定に基づく国会議員
の歳費、旅費及び手当等支給規
程」を「国会議員の秘書の給料等
に関する法律(昭和三十三年法律
第 号)及び同法第六条の規
定に基づく国会議員の秘書の給料等
支給規程」に改める。

国会閉会中委員会が審査を行う場
合の委員の審査雑費に関する法律
案
国会閉会中委員会が審査を行う
場合の委員の審査雑費に関する
法律

国会閉会中委員会が審査を行う場
合の委員の審査雑費に関する法律
(昭和二十六年法律第六十八号)の全
部を改正する。

1 国会の閉会中常任委員会及び特
別委員会において各議院の議決で
特に付託された案件について審査
するため、議長、副議長及び当該

委員は、月額二万五千円の定額に
よつて審査雑費を受ける。ただ
し、月の中途において国会が閉会
又は開会(参議院の緊急集会の場
合を含む)された場合における審
査雑費は、国会閉会中の日数を基
礎として日割によつて計算する。

2 前項の規定による審査雑費は、
委員が他の委員会の委員を兼ねる
場合その他いかなる場合において
も、重複して受けることができな
い。

附則

この法律は、公布の日から施行
し、第二十六回国会の閉会の日から
適用する。

昭和三十一年五月二十一日印刷

昭和三十一年五月二十二日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局